

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書
～令和5年における状況について～
（概況報告と総括）

令和6年3月

原子力損害賠償紛争解決センター

目次

第 1 センターの組織	1
1 総括委員会	1
2 事務所体制	2
3 人員体制	3
第 2 申立ての動向	5
1 申立件数等	5
2 住所地別の申立件数等	10
3 損害項目別の申立件数等	13
4 業種別の申立件数等	14
第 3 取扱いの状況	15
1 既済件数及び未済件数の動向	15
2 和解成立の損害項目別動向	22
第 4 広報等	23
1 説明会の開催等	23
2 電話による問合せの状況	28
第 5 中間指針第五次追補	29
1 中間指針第五次追補の経緯及び概要	29
2 東京電力の対応	30
3 申立て及び運用状況	31
4 課題及び今後の対応	33
第 6 当面の課題と解決に向けた取組	33
1 本件事故発生から 12 年が経過して	33
2 ALPS 処理水に係る対応	34
3 審理の現状と課題	36
4 広報等における課題	40

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の令和5年1月から12月までの1年間における活動状況について報告する。なお、第5において、中間指針第五次追補を踏まえた東京電力株式会社¹による賠償の進捗状況に関する記述等一部の内容について令和6年2月末時点での状況を基に記述している。

第1 センターの組織

センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）が行う東京電力福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介手続（以下「和解仲介手続」という。）を実施する組織であり²、総括委員会³、パネル（仲介委員⁴による単独又は合議体の和解仲介手続の実施主体をいう。以下同じ。）及び和解仲介手続の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室⁵（以下「和解仲介室」という。）から構成されている⁶。

1 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手続を円滑かつ効率的に遂行するために和解仲介手続を総括する委員会として、審査会の下に設置され、令和5年12月末現在、審査会会長が指名した委員長1名及び委員2名の計3名で構成されている⁷。

総括委員会が令和5年に行った主な活動は次のとおりである。

(1) 会議の開催

総括委員会の会議は、委員長が招集することとされており⁸、令和5年に計11回（第172回会議から第182回会議まで）開催した。

(2) 主な議決事項

令和5年は、「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～令和4年における状況について～（概況報告と総括）」（以下各年の原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書を単に「活動状況報告書」という。）等について、会議において、又は、持ち回りにより、議決を行った。

¹ 東京電力株式会社は、平成28年4月1日に会社分割によりホールディングカンパニー制に移行し、持株会社「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更。本件事故による原子力損害の賠償に責任を負うのは「東京電力ホールディングス株式会社」となる。以下、商号変更の前後を通じて「東京電力」という。

² 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成23年8月5日審査会決定。以下「要領」という。）第6条。

³ 要領第1条。

⁴ 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第7条の2第1項。

⁵ 要領第7条。

⁶ 原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成23年8月26日総括委員会決定）第1条。

⁷ 要領第1条。

⁸ 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（平成27年8月23日総括委員会決定）第3条第1項。

2 事務所体制

センターは、東京都内に東京事務所（港区西新橋一丁目）、福島県内に福島事務所（郡山市）並びに同事務所の県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）の5か所の計6事務所において業務を行っている。

（なお、県北支所については令和5年12月に、福島市市民会館内から同市内の別ビルに移転。地元紙への広告掲載等により周知を行った。）

東京事務所では、申立書の受付と各事務所で受け付けた申立書の受理を行うとともに、口頭審理等の和解仲介手続とそれに必要な連絡調整等の事務を行っている。また、文部科学省ホームページにおいて和解仲介の結果や事例集等を公表するなどセンターに関する情報提供を行うなどセンターの運営に関する各種事務を執り行っている。

福島事務所及び各支所では、本件事故の被災地に近いという特性を活かして、申立書の受付を行うとともに、申立ての方法などに関する各種問合せに、直接窓口で、あるいはフリーダイヤルによる電話で応じている（後記「第4-2 電話による問合せの状況」参照）。また、福島事務所にテレビ会議システムを設置し、福島事務所と東京事務所をつないで口頭審理等の手続を行うことができるようにしている。

さらに、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内を中心とする各地の住民・事業者の方々を対象とした説明会の実施等や和解事例集（簡易版）等の配布などといったセンターやその活動に関する広報・周知活動に取り組んでいる（後記「第4-1 説明会の開催等」参照）。

3 人員体制

センターを構成する総括委員会、パネル（仲介委員）及び和解仲介室の人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 センターの人員体制の推移】

○平成23年から令和5年までの推移

	平成 23年 12月	平成 24年 12月	平成 25年 12月	平成 26年 12月	平成 27年 12月	平成 28年 12月	平成 29年 12月	平成 30年 12月	令和 元年 12月	令和 2年 12月	令和 3年 12月	令和 4年 12月	令和 5年 12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	-	-	-	-	-	3	4	4	5	5	5	6	6
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276	277	278	270	227	207	195
調査官	28	91	193	192	189	184	181	161	132	105	84	77	67
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)	144 (27)	137 (27)	123 (26)	111 (23)	108 (22)	105 (23)	105 (24)
合計	193	411	603	639	623	619	608	582	541	494	427	398	376

○令和5年月別推移

	令和5年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
仲介委員	207	207	207	206	206	206	206	206	200	198	195	195	195
調査官	73	72	72	69	69	69	68	68	68	67	67	67	67
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	105 (23)	104 (23)	105 (23)	100 (22)	103 (22)	102 (22)	103 (22)	104 (23)	105 (24)	104 (24)	104 (24)	104 (24)	105 (24)
合計	394	392	393	384	387	386	386	387	382	378	375	376	376

※各月の月末における人数を示したものである。

※総括委員会顧問：総括委員会からの求めに応じ和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を行う。（審査会の委員又は特別委員のうちから指名）

仲介委員：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会の特別委員（弁護士）

調査官：仲介委員を補佐する和解仲介室の職員（弁護士又は弁護士有資格者）

和解仲介室職員：調査官以外の和解仲介室の職員であり、裁判所・法務省からの出向者、弁護士及び文部科学省の職員等により構成される。

【概要】

令和5年12月末時点で、総括委員3名、総括委員会顧問6名、仲介委員195名（令和4年12月末比12名減）、調査官67名（同10名減）、和解仲介室職員105名（前年同）である。調査官は、任期1年（再任可）の任期付非常勤職員である。再任を希望せず退職した者や自己都合により年度途中で退職をした者が一定数いることや、案件動向等を踏まえ、いわゆる新規採用を平成26年以降行ってこなかったこともあり、その人数は平成26年以降減少傾向にある。

このほか、仲介委員の参考とするため、専門的知見に基づく調査及び評価を行う専門委員4名（建築の専門家2名、不動産鑑定士2名）が発令されている。

第2 申立ての動向

1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から令和5年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)	4,239 (18,610)	2,794 (21,404)
申立種別内訳						
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	1,206 -	11,971 (13,177)	25,738 (38,915)	29,534 (68,449)	23,984 (92,433)	9,508 (101,941)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	1,206 -	12,055 (13,261)	25,914 (39,175)	29,534 (68,709)	23,984 (92,693)	9,508 (102,201)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)	1,227 (43.9%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.3	2.6	6.3	5.7	5.7	3.4
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.3	2.7	6.3	5.7	5.7	3.4

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
期間別申立件数 (累計)	1,811 (23,215)	1,121 (24,336)	1,209 (25,545)	862 (26,407)	1,144 (27,551)	1,162 (28,713)
申立種別内訳						
法人申立て	472 (26.1%)	240 (21.4%)	175 (14.5%)	101 (11.7%)	98 (8.6%)	42 (3.6%)
個人申立て	1,339 (73.9%)	881 (78.6%)	1,034 (85.5%)	761 (88.3%)	1,046 (91.4%)	1,120 (96.4%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	3,648 (105,589)	2,158 (107,747)	3,668 (111,415)	2,096 (113,511)	3,906 (117,417)	2,465 (119,882)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	3,648 (105,849)	5,477 (111,326)	3,668 (114,994)	2,096 (117,090)	3,906 (120,996)	2,465 (123,461)
申立ての 弁護士代理件数	735 (40.6%)	385 (34.3%)	248 (20.5%)	159 (18.4%)	237 (20.7%)	38 (3.3%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.0	1.9	3.0	2.4	3.4	2.1
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.0	4.9	3.0	2.4	3.4	2.1

	令和5年	全期間合計
期間別申立件数 (累計)	1,472 (30,185)	30,185
申立種別内訳		
法人申立て	52 (3.5%)	5,916 (19.6%)
個人申立て	1,420 (96.5%)	24,269 (80.4%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	3,413 (123,295)	123,295
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	3,413 (126,874)	126,874
申立ての 弁護士代理件数	35 (2.4%)	9,835 (32.6%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.3	4.1
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.3	4.2

○令和5年月別内訳

	令和5年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
期間別申立件数 (累計)	43 (28,756)	216 (28,972)	229 (29,201)	72 (29,273)	67 (29,340)	175 (29,515)
申立種別内訳						
法人申立て	1 (2.3%)	2 (0.9%)	6 (2.6%)	8 (11.1%)	3 (4.5%)	3 (1.7%)
個人申立て	42 (97.7%)	214 (99.1%)	223 (97.4%)	64 (88.9%)	64 (95.5%)	172 (98.3%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	114 (119,996)	532 (120,528)	526 (121,054)	140 (121,194)	147 (121,341)	526 (121,867)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	114 (123,575)	532 (124,107)	526 (124,633)	140 (124,773)	147 (124,920)	526 (125,446)
申立ての 弁護士代理件数	3 (7.0%)	2 (0.9%)	1 (0.4%)	3 (4.2%)	5 (7.5%)	2 (1.1%)
説明会経由の 申立件数	5 (11.6%)	155 (71.8%)	166 (72.5%)	3 (4.2%)	18 (26.9%)	113 (64.6%)

	令和5年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数 (累計)	225 (29,740)	137 (29,877)	100 (29,977)	84 (30,061)	70 (30,131)	54 (30,185)
申立種別内訳						
法人申立て	14 (6.2%)	3 (2.2%)	3 (3.0%)	3 (3.6%)	2 (2.9%)	4 (7.4%)
個人申立て	211 (93.8%)	134 (97.8%)	97 (97.0%)	81 (96.4%)	68 (97.1%)	50 (92.6%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	506 (122,373)	307 (122,680)	213 (122,893)	161 (123,054)	135 (123,189)	106 (123,295)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	506 (125,952)	307 (126,259)	213 (126,472)	161 (126,633)	135 (126,768)	106 (126,874)
申立ての 弁護士代理件数	2 (0.9%)	4 (2.9%)	4 (4.0%)	4 (4.8%)	2 (2.9%)	3 (5.6%)
説明会経由の 申立件数	167 (74.2%)	86 (62.8%)	40 (40.0%)	35 (41.7%)	22 (31.4%)	6 (11.1%)

※平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※平成26年5月以降は、一部の申立ては「集合立件」(代理人が付されていない本人による集団申立てについて、同じ日に提出された複数の申立書を併せて1件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式)により計上している。

※括弧内のパーセントは、各件数を期間別申立件数で除した数値である。

※法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て1件として計上している。

※(累計)は、平成23年9月以降の累計である。

※申立件数のうち、平成24年：1件、平成25年：2件、平成30年：5件は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立件数。

※申立人数のうち、平成24年：84人、平成25年：176人、平成30年：3,319人は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立人数(申立人数は各案件が分離された年の年末時点集計)。この分離された事案の申立人数を除いたものが申立人数の上段、含んだものが下段となる。

○平成 26 年から令和 5 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
期間別申立件数		862	1,144	1,162	1,472
内訳	初回申立て	336 (39.0%)	524 (45.8%)	598 (51.5%)	809 (55.0%)
	複数回申立て	526 (61.0%)	620 (54.2%)	564 (48.5%)	663 (45.0%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※初回申立て：申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合をいう。

複数回申立て：申立人が当該申立て以前に別の事件番号での和解仲介の申立てをしている場合をいう。

分離に係る申立て：当該申立てが手続上分離されたものである場合をいう。

※申立受付時に申立人の氏名・名称と事故時住所・所在地をもって複数回目の申立てと認識できた申立件数を「複数回申立て」として計上しており、厳密な本人確認等を行ったものではないため、「概数」としての統計となる。

※平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

○平成 23 年から令和 5 年までの 1 件の申立人数が 100 人以上の申立ての推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	累計
申立人数100人以上／件の期間別申立件数	1	10	10	36	16	14	0	0	1	1	3	0	1	93

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 人以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 人以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化して申し立てられた一つ一つの申立てが 100 人未満であった場合には集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまで、代理人が付かない本人による「集団」申立ては申立書ごとに事件番号が付されていたので集計の対象外となる等）。

※平成 25 年は、同年に分離された事案で 1 件の申立人数が 100 以上の事案が 1 件ある。平成 25 年の申立件数については、令和 4 年までの活動状況報告書では誤って上記 1 件を含めて計上していたため、数値が異なっている。

※平成 30 年は、同年に分離された事案で 1 件の申立人数が 100 以上の事案が 3 件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	累計
普通地方公共団体からの期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	5	4	7	47
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	5	3	6	94
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	0	2	2	52
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	4
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	10	9	15	197

※地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケ

ースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。
※平成 24 年～27 年の申立件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和5年の申立件数は1,472件⁹となり、令和4年（令和4年1月から12月までの1年間のことをいう。以下同じ。）と比較すると申立件数は310件（26.7%）増加した。また、個人による申立件数と法人による申立件数の割合は、令和4年と比較すると個人による申立件数の割合が0.1%増加して96.5%となった。月ごとの申立件数を見ると、2月、3月、6月、7月、8月及び9月は100件以上であった。申立件数の増加要因としては、地方公共団体や被災者支援団体（NPO）等と連携し、センターの概要や申立方法等を説明する説明会を現地で開催するといった広報・周知活動を強化したこと（後記「第4 1 説明会の開催等」参照）や令和4年12月に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（以下「中間指針第五次追補」又は単に「第五次追補」という。後記「第5 中間指針第五次追補」参照）が策定されたことが大きいと考えられる。また、説明会における申立てが増えたことにより、結果的に、個人による申立てが増えている。なお、令和5年は申立人数が100人以上の申立てが1件あった（令和4年は0件）。

初回申立て（申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合）と複数回申立ての推移（概数）を見ると、令和4年と比べて、初回申立ての割合が3.5%増加している。全体に占める割合は、初回申立てが全体の55.0%（件数自体は前年比35.3%増）、複数回申立てが45.0%（件数自体は前年比17.6%増）である。平成26年から令和元年にかけては、初回申立ての件数、割合ともに段階的に減少していたが、令和2年以降は初回申立ての割合が増加し、令和3年以降はその件数も増加しており、本件事故から時が経過する一方で、なおも約半数が初回申立てとなっている。この増加傾向は、現地での広報・周知活動が増えたことと関連している可能性が高い。

申立人数は3,413人であり、令和4年と比較すると38.5%増である。なお、令和5年における1件当たりの申立人数は2.3人であった。

弁護士の代理が付された申立てについては、令和4年と比較して3件減少し、35件（割合では前年比0.9%減の2.4%）である。この要因については必ずしも定かではないが、これも、説明会における申立てが増えていることなどが影響しているのではないかと推察される。なお、必要な事案では適切に弁護士代理がなされ被害者に対する適正な賠償が実現されることが重要であり、「第6 3 審理の現状と課題」で後述する令和5年9月の福島県弁護士会との勉強会は、これに寄与することを期待して開催したものである。

地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村による申立ては15件であり、令和4年より6件増えている。このうち、都道府県からの申立ては7件である。

⁹ なお、平成26年5月以降、「集合立件」の方式を導入したため、平成26年以降の申立ての中には、それ以前であれば複数の件数となっていたところを1件にまとめた申立てが含まれている。平成29年から令和5年までに集合立件の方式を採用した申立ては1件ある。

2 住所地別の申立件数等

令和5年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表3に示すとおりである。

【表3 住所地別の申立件数等】

	地方公共 団体名	平成23.3.1 時点の人口 (※2)	事故時(※1)						申立時(※1)	
			件数	初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)		比率 (※3)	件数	比率 (※3)
浜通り (いわき市、 相馬市、新地町 を除く)	南相馬市	70,752	680	398	(58.5%)	282	(41.5%)	46.2%	673	45.7%
	双葉郡浪江町	20,854	169	24	(14.2%)	145	(85.8%)	11.5%	34	2.3%
	双葉郡富岡町	15,959	112	77	(68.8%)	35	(31.3%)	7.6%	24	1.6%
	双葉郡大熊町	11,570	93	59	(63.4%)	34	(36.6%)	6.3%	6	0.4%
	双葉郡双葉町	6,891	34	15	(44.1%)	19	(55.9%)	2.3%	3	0.2%
	双葉郡檜葉町	7,676	17	11	(64.7%)	6	(35.3%)	1.2%	8	0.5%
	双葉郡川内村	2,819	9	5	(55.6%)	4	(44.4%)	0.6%	2	0.1%
	相馬郡飯館村	6,132	9	3	(33.3%)	6	(66.7%)	0.6%	1	0.1%
	双葉郡広野町	5,386	6	4	(66.7%)	2	(33.3%)	0.4%	8	0.5%
	双葉郡葛尾村	1,524	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%		0.0%
小計	149,563	1,130	596		534		76.8%	759	51.6%	
浜通り (いわき市、 相馬市、新地町 に限る)	いわき市	341,463	89	58	(65.2%)	31	(34.8%)	6.0%	183	12.4%
	相馬市	37,721	16	8	(50.0%)	8	(50.0%)	1.1%	21	1.4%
	相馬郡新地町	8,178	2	2	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	3	0.2%
	小計	387,362	107	68		39		7.3%	207	14.1%
県北	福島市	291,992	41	28	(68.3%)	13	(31.7%)	2.8%	62	4.2%
	伊達市	65,749	7	4	(57.1%)	3	(42.9%)	0.5%	10	0.7%
	本宮市	31,507	4	4	(100.0%)		(0.0%)	0.3%	9	0.6%
	二本松市	59,665	2	2	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	9	0.6%
	伊達郡桑折町	12,784	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	5	0.3%
	伊達郡国見町	10,029	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	安達郡大玉村	8,636	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	3	0.2%
	伊達郡川俣町	15,505						0.0%	1	0.1%
	小計	495,867	57	41		16		3.9%	100	6.8%
県中	郡山市	338,882	52	33	(63.5%)	19	(36.5%)	3.5%	78	5.3%
	田村市	40,234	8	4	(50.0%)	4	(50.0%)	0.5%	9	0.6%
	須賀川市	79,109	3	1	(33.3%)	2	(66.7%)	0.2%	5	0.3%
	岩瀬郡鏡石町	12,811	2	2	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	3	0.2%
	田村郡三春町	18,089	2	2	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	6	0.4%
	石川郡古殿町	5,981	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%		0.0%
	田村郡小野町	11,141	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%		0.0%
	石川郡玉川村	7,231						0.0%	1	0.1%
	石川郡平田村	6,888						0.0%	1	0.1%
	小計	520,366	69	43		26		4.7%	103	7.0%

	地方公共 団体名	平成 23.3.1 時点の人口 (※2)	事故時(※1)						申立時(※1)		
			件数					比率 (※3)	件数	比率 (※3)	
				初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)					
福島県	県南	白河市	64,602	8	2	(25.0%)	6	(75.0%)	0.5%	19	1.3%
		西白河郡矢吹町	18,365	2	2	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	2	0.1%
		西白河郡西郷村	19,729						0.0%	2	0.1%
		西白河郡泉崎村	6,771						0.0%	2	0.1%
		東白川郡棚倉町	15,011						0.0%	1	0.1%
		小計	124,478	10	4		6		0.7%	26	1.8%
	会津	会津若松市	125,872	5	2	(40.0%)	3	(60.0%)	0.3%	12	0.8%
		南会津郡南会津町	17,773	2		(0.0%)	2	(100.0%)	0.1%	1	0.1%
		喜多方市	52,180	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	2	0.1%
		耶麻郡西会津町	7,283	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
		大沼郡三島町	1,907	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
		南会津郡下郷町	6,413						0.0%	1	0.1%
		耶麻郡北塩原村	3,193						0.0%	1	0.1%
		耶麻郡磐梯町	3,734						0.0%	1	0.1%
小計	218,355	10	5		5		0.7%	20	1.4%		
福島県内計		1,895,991	1,383	757		626		94.0%	1,215	82.5%	

	都道府県名	事故時(※1)						申立時(※1)	
		件数					比率 (※3)	件数	比率 (※3)
			初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)				
北海道・東北	宮城県	10	4	(40.0%)	6	(60.0%)	0.7%	40	2.7%
	岩手県	8		(0.0%)	8	(100.0%)	0.5%	9	0.6%
	山形県	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%	6	0.4%
	北海道						0.0%	1	0.1%
	秋田県						0.0%	3	0.2%
	小計	19	4		15		1.3%	59	4.0%
関東・甲信越	埼玉県	6	2	(33.3%)	4	(66.7%)	0.4%	21	1.4%
	東京都	6	5	(83.3%)	1	(16.7%)	0.4%	20	1.4%
	茨城県	5	2	(40.0%)	3	(60.0%)	0.3%	36	2.4%
	栃木県	3	2	(66.7%)	1	(33.3%)	0.2%	8	0.5%
	千葉県	3	1	(33.3%)	2	(66.7%)	0.2%	21	1.4%
	神奈川県	3	2	(66.7%)	1	(33.3%)	0.2%	12	0.8%
	新潟県	3	1	(33.3%)	2	(66.7%)	0.2%	7	0.5%
	群馬県						0.0%	1	0.1%
	長野県						0.0%	1	0.1%
	小計	29	15		14		2.0%	127	8.6%
北陸・東海	静岡県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%		0.0%
	岐阜県						0.0%	2	0.1%
	愛知県						0.0%	3	0.2%
	小計	1	1				0.1%	5	0.3%

	都道府県名	事故時(※1)					申立時(※1)		
		件数	初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)		比率(※3)	件数	比率(※3)
近畿	滋賀県						0.0%	3	0.2%
	京都府						0.0%	3	0.2%
	大阪府						0.0%	12	0.8%
	兵庫県						0.0%	6	0.4%
	奈良県						0.0%	4	0.3%
	小計						0.0%	28	1.9%
中国・四国	徳島県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	岡山県						0.0%	1	0.1%
	広島県						0.0%	1	0.1%
	山口県						0.0%	1	0.1%
	愛媛県						0.0%	1	0.1%
	小計	1	1				0.1%	5	0.3%
九州・沖縄	佐賀県						0.0%	1	0.1%
	大分県						0.0%	1	0.1%
	宮崎県						0.0%	2	0.1%
	鹿児島県						0.0%	1	0.1%
	沖縄県	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%	26	1.8%
	小計	1			1		0.1%	31	2.1%
事故時住所なし(事故後に申立会社設立)		2		(0.0%)	2	(100.0%)	0.1%		0.0%
事故時住所なし(事故後に申立人出生)		2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0.1%		0.0%
不明		33	29	(87.9%)	4	(12.1%)	2.2%	2	0.1%
福島県以外の国内計		88	51		37		6.0%	257	17.5%
海外	ザンビア	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%		0.0%
	小計	1	1				0.1%		0.0%
福島県以外計		89	52		37		6.0%	257	17.5%
合計		1,472	809		663		100.0%	1,472	100.0%

※1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所地は申立書の記載に従っており、センターが申立時における実際の住所地を確認したものではない。

※2 福島県のホームページで公開されている推計人口「月報データ（平成23年）」から転記。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/15847.html>

※3 令和5年の全申立件数1,472件に対する比率。

【概要】

令和5年の申立てを住所地別に見ると、事故時の住所地が福島県内である被害者からの申立てが全体の94.0%を占めており、中でも、事故時の住所地が南相馬市である被害者からの申立件数が680件と全体の46.2%を占めている。また、申立時の住所地別では、福島県内の被害者からの申立てが全体の82.5%を占めており、その割合は令和4年(85.6%)と比べると若干減少しているものの、令和3年(68.7%)と比べると

引き続き高い。以上については、「第4 1 説明会の開催等」で後述するように、地方公共団体等と連携して現地で説明会等を開催したり、広報チラシ等を配布したりといった広報・周知活動を積極的に行ったことが大きな要因となっているものと考えられる。

次に、複数回申立てに着目すると、事故時の住所が双葉郡浪江町である被害者からの申立件数は169件であったが、そのうち複数回申立てが145件を占め、全申立件数に占める複数回申立ての比率は85.8%と顕著に高い。その理由としては、平成30年4月に打切りによって終了した浪江町住民による集団申立事件に申立人として参加した浪江町住民による再度の申立てが多くあったことが一つの要因として挙げられる。

3 損害項目別の申立件数等

令和5年の損害項目別の申立件数等は、表4に示すとおりである。

【表4 損害項目別の申立件数等】

	申立 総件数	項目内訳								除染 費用
		避難費用	生命・身体的 損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動産 関連	
件数 (割合)	1,472	602 (40.9%)	174 (11.8%)	1,154 (78.4%)	183 (12.4%)	267 (18.1%)	64 (4.3%)	110 (7.5%)	69 (4.7%)	41 (2.8%)
前年比	126.7%	144.0%	83.3%	134.0%	107.0%	139.1%	173.0%	107.8%	113.1%	102.5%

参考) 令和4年

件数 (割合)	1,162	418 (36.0%)	209 (18.0%)	861 (74.1%)	171 (14.7%)	192 (16.5%)	37 (3.2%)	102 (8.8%)	61 (5.2%)	40 (3.4%)
------------	-------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--------------	---------------	--------------	--------------

※複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「申立総件数」で除した数値である。

【概要】

令和5年に行われた申立てを損害項目別に見ると、各項目が占める割合は、令和4年とおおむね同様の傾向を示しており、精神的損害の申立てが引き続き高い割合を占めている。

なお、精神的損害の申立件数の更なる増加要因としては、「第5 3 申立て及び運用状況」で後述するように、中間指針第五次追補策定(令和4年12月)による影響があると考えられる。

4 業種別の申立件数等

令和5年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種の内訳は、表5に示すとおりである。

【表5 業種別の申立件数等】

	営業損害 申立件数	業種内訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数 (割合)	183	39 (21.3%)	16 (8.7%)	32 (17.5%)	6 (3.3%)	14 (7.7%)	6 (3.3%)	89 (48.6%)
前年比	107.0%	92.9%	61.5%	78.0%	37.5%	93.3%	600.0%	139.1%

参考) 令和4年

件数 (割合)	171	42 (24.6%)	26 (15.2%)	41 (24.0%)	16 (9.4%)	15 (8.8%)	1 (0.6%)	64 (37.4%)
------------	-----	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	-------------	---------------

※「サービス業等」には、サービス業のほかに、表に記載された農林水産業等に含まれない業種が含まれている。

※複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、「業種内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「業種内訳」の「(割合)」は、各業種の件数を「営業損害申立件数」で除した数値である。

【概要】

令和5年の営業損害の賠償の申立件数は183件である。令和4年と比較すると、12件増えている。

業種別の割合を見ると、農林水産業、販売業及びサービス業等の割合が高い。サービス業の申立件数が増加したことに伴い、そのほかの業種が占める割合が一律に減少しているものの、令和4年と比較して顕著な変化は認められない。

第3 取扱いの状況

1 既済件数及び未済件数の動向

センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数及び既済事由別内訳は、表6に示すとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から令和5年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388
(内訳)									
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232	969
和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	252	199
取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333	220
却下	0	1	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	0
未済件数	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119	940

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516	61	175	127	107	92
仮払和解成立	0	80	27	1	0	0	0	0	0

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	全期間合計
期間別申立件数	862	1,144	1,162	1,472	30,185
期間別既済件数	1,087	942	1,180	1,292	29,106
(内訳)					
和解成立	814	705	866	991	23,124
和解打ち切り	106	126	123	101	2,578
取下げ	167	111	191	200	3,402
却下	0	0	0	0	1
和解の仲介をしない	0	0	0	0	1
未済件数	715	917	899	1,079	1,079

【参考】

一部和解成立	27	31	17	278	2,664
仮払和解成立	0	0	0	0	108

○令和5年月別内訳

	令和5年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数	43	216	229	72	67	175	225	137	100	84	70	54
期間別既済件数	81	47	70	105	110	127	109	115	112	152	139	125
(内訳)												
和解成立	67	38	51	83	75	100	87	84	88	110	110	98
和解打ち切り	8	3	7	5	13	5	8	11	7	19	5	10
取下げ	6	6	12	17	22	22	14	20	17	23	24	17
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	861	1,030	1,189	1,156	1,113	1,161	1,277	1,299	1,287	1,219	1,150	1,079

【参考】

一部和解成立	1	1	7	4	2	4	5	8	44	106	63	33
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※「未済件数」は各期間末における未済件数を示したものである。

※平成27年1月以降、既済案件の計上方法を、審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、手続完了日に計上する方法へと変更している。変更後の方法によれば平成27年に計上すべきもののうち、平成26年に既に計上したものがあため、平成27年の既済件数がその分少なくなっている。

※「一部和解成立」「仮払和解成立」は、申立件数1件に対して同日に成立した案件がそれぞれ2件以上あった場合においても、1件として計上している。

※平成27年の既済件数のうち、和解成立と取下げの件数が、平成29年までの活動状況報告書と異なっている。

※「和解の仲介をしない」とは、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第10条第1項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第33条に基づき「和解の仲介をしない」場合である。上記政令第10条第1項では、「申立てに係る紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときは、和解の仲介をしないことができる。」と規定されている。平成30年の1件は、東京電力に対して返還すべき過払金の確定を求めるものであったが、迅速な被害者救済に資するものではないことなどから和解の仲介をしないこととなったものである。

※「和解打ち切り」、「取下げ」には、それぞれ、早期一部支払（「第5-3 申立て及び運用状況」及び「第6-3 審理の現状と課題」で後述）により一部の事項について和解が成立したが、その余の事項について最終的に打ち切りに至ったもの8件、取下げに至ったもの16件を含む。

○平成 26 年から令和 5 年までの主な和解打ち切り理由の内訳

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別既済件数	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388
(既済件数の内訳)						
和解成立	4,438 (87.8%)	3,643 (85.1%)	2,755 (81.0%)	1,581 (74.2%)	1,232 (67.8%)	969 (69.8%)
取下げ	316 (6.3%)	364 (8.5%)	447 (13.1%)	356 (16.7%)	333 (18.3%)	220 (15.9%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
和解打ち切り	300 (5.9%)	274 (6.4%)	201 (5.9%)	195 (9.1%)	252 (13.9%)	199 (14.3%)
(和解打ち切り理由の内訳)						
申立人の請求権を認定できない	177 (3.5%)	204 (4.8%)	154 (4.5%)	161 (7.6%)	148 (8.1%)	128 (9.2%)
申立人が和解案を拒否した	15 (0.3%)	13 (0.3%)	22 (0.6%)	11 (0.5%)	5 (0.3%)	6 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	42 (0.8%)	9 (0.2%)	6 (0.2%)	4 (0.2%)	49 (2.7%)	17 (1.2%)
申立人が資料提出に応じない	27 (0.5%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	17 (0.9%)	14 (1.0%)
申立人と連絡がとれない	25 (0.5%)	35 (0.8%)	12 (0.4%)	12 (0.6%)	16 (0.9%)	17 (1.2%)
その他	14 (0.3%)	8 (0.2%)	7 (0.2%)	4 (0.2%)	17 (0.9%)	17 (1.2%)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合計
期間別既済件数	1,087	942	1,180	1,292	22,577
(既済件数の内訳)					
和解成立	814 (74.9%)	705 (74.8%)	866 (73.4%)	991 (76.7%)	17,994 (79.7%)
取下げ	167 (15.4%)	111 (11.8%)	191 (16.2%)	200 (15.5%)	2,705 (12.0%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
和解打ち切り	106 (9.8%)	126 (13.4%)	123 (10.4%)	101 (7.8%)	1,877 (8.3%)
(和解打ち切り理由の内訳)					
申立人の請求権を認定できない	55 (5.1%)	86 (9.1%)	55 (4.7%)	31 (2.4%)	1,199 (5.3%)
申立人が和解案を拒否した	7 (0.6%)	3 (0.3%)	7 (0.6%)	4 (0.3%)	93 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	129 (0.6%)
申立人が資料提出に応じない	26 (2.4%)	10 (1.1%)	17 (1.4%)	11 (0.9%)	130 (0.6%)
申立人と連絡がとれない	11 (1.0%)	22 (2.3%)	24 (2.0%)	31 (2.4%)	205 (0.9%)
その他	5 (0.5%)	5 (0.5%)	20 (1.7%)	24 (1.9%)	121 (0.5%)

※平成 26 年より、和解打ち切り理由について上記の分類で整理をしている。

※被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案のうち、東京電力社員又はその家族からの申立ての件数は、平成 25 年 10 件、平成 26 年 42 件、平成 27 年 9 件、平成 28 年 7 件、平成 29 年 4 件、平成 30 年 9 件、令和元年 4 件、令和 2 年 0 件、令和 3 年 0 件、令和 4 年 0 件、令和 5 年 0 件であった（平成 28 年においては、同内容での再申立てであったため、和解案を提示する前に被申立人が拒否の意向を示した案件 1 件（和解打ち切りの理由「その他」として計上）を含んでいる。）。なお、平成 29 年まで、被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案は、いずれも東京電力社員又はその家族からの申立てであった。

※被申立人が和解案を拒否した事案として、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために和解案の受諾を拒否したことから打ち切りになった事案が令和 2 年に 1 件あった。

※「その他」には、申立人の意思能力がないことが判明した場合などが含まれている。また、申立人及び被申立人の双方が和解案の受諾を拒否したために打ち切りとなった事案が令和 2 年に 1 件あった。

※「和解打ち切り」、「取下げ」には、それぞれ、早期一部支払（「第 5 3 申立て及び運用状況」及び「第 6 3 審理の現状と課題」で後述）により一部の事項について和解が成立したが、その余の事項について最終的に打ち切りに至ったもの 8 件、取下げに至ったもの 16 件を含む。

○平成 26 年から令和 5 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)
うち既済件数(令和5年12月末時点)		5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,206
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	830 (45.8%)	451 (40.2%)	437 (36.2%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	981 (54.2%)	665 (59.3%)	769 (63.8%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)
うち未済件数(令和5年12月末時点)		0	0	0	0	0	3
内訳	初回申立て	0	0	0	0	0	1 (33.3%)
	複数回申立て	0	0	0	0	0	2 (66.7%)
	分離に係る申立て	0	0	0	0	0	0 (0.0%)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合計
期間別申立件数		862	1,144	1,162	1,472	21,031
内訳	初回申立て	336 (39.0%)	524 (45.8%)	598 (51.5%)	809 (55.0%)	11,676 (55.5%)
	複数回申立て	526 (61.0%)	620 (54.2%)	564 (48.5%)	663 (45.0%)	9,350 (44.5%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.0%)
うち既済件数(令和5年12月末時点)		856	1,111	1,028	569	19,952
内訳	初回申立て	334 (39.0%)	511 (46.0%)	540 (52.5%)	335 (58.9%)	11,128 (55.8%)
	複数回申立て	522 (61.0%)	600 (54.0%)	488 (47.5%)	234 (41.1%)	8,819 (44.2%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.0%)
うち未済件数(令和5年12月末時点)		6	33	134	903	1,079
内訳	初回申立て	2 (33.3%)	13 (39.4%)	58 (43.3%)	474 (52.5%)	548 (50.8%)
	複数回申立て	4 (66.7%)	20 (60.6%)	76 (56.7%)	429 (47.5%)	531 (49.2%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

※本表における「既済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和 5 年 12 月末までに既済となった案件の件数を示す。また、本表における「未済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和 5 年 12 月末時点において未済である案件の件数を示す。

○平成 23 年から令和 5 年までの 1 件の申立人数が 100 人以上の申立ての推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	累計
申立人数100人以上／件の 期間別申立件数（分離を除く）	1	10	10	36	16	14	0	0	1	1	3	0	1	93
申立人数100人以上／件の 期間別申立件数（分離を含む）	1	10	11	36	16	14	0	3	1	1	3	0	1	97
申立人数100人以上／件の 期間別既済件数	0	0	2	15	10	7	6	23	26	2	0	0	1	92
(内訳)														
和解成立	0	0	2	12	9	7	3	5	15	2	0	0	1	56
和解打切り	0	0	0	3	1	0	2	18	11	0	0	0	0	35
一部和解成立あり	0	0	0	0	1	0	1	9	6	0	0	0	0	17
取下げ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	1	11	20	41	47	54	48	28	3	2	5	5	5	5

※申立て 1 件（1 事件番号）当たりの申立人数が 100 人以上の申立てを集計したものであり、申立人として

は同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、複数の申立てに分けられ、分けられた後の申立て1件当たりの申立人数が100人以上であった場合には、その件数分が集計される、複数の申立てに分けられた後の申立て1件当たりの申立人数が100人未満であった場合には、その件数は集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまでは、代理人が付かない本人による「集団」申立ては、申立書ごとに事件番号が付されていたので、集計の対象外となる等）。

※「和解成立」となっている平成23年から令和5年までの累計56件の中には、和解仲介手続の過程において一部の申立人に対して打ち切りを行ったものが含まれており、その中には、被申立人が和解案を拒否したことによって一部打ち切りを行ったものが令和2年に1件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	累計
普通地方公共団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	5	4	7	47
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	5	3	6	94
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	0	2	2	52
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	4
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	10	9	15	197
普通地方公共 団体からの 期間別既済件数	都道府県	0	0	1	0	1	3	4	2	3	3	3	6	4	30
	市	0	0	1	2	13	5	8	10	10	10	10	7	6	82
	町	0	0	0	4	9	3	1	11	4	1	13	2	0	48
	村	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	4
	合計	0	0	2	6	24	11	13	25	17	14	27	15	10	164
	(合計内訳)														
	和解成立	0	0	2	6	23	11	13	24	15	13	16	15	10	148
	和解打ち切り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	0	12
	一部和解成立あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	4
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
未済件数	0	2	2	26	24	46	47	41	50	51	34	28	33	33	

※地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※平成24年～27年の申立件数については、平成30年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成29年までの活動状況報告書と一部異なっている。

※平成24年～28年の既済件数については、平成30年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成29年までの活動状況報告書と一部異なっている。

※平成24年～27年の未済件数については、令和元年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成30年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和5年の既済件数は1,292件であり、同年末における累計既済件数は29,106件となった。

令和5年中に受け付けた申立ては1,472件であり、年間の申立件数が既済件数を上

回った。令和4年と比較すると、令和5年は、申立件数は26.7%増加し、既済件数は9.5%増加している。センターで手続中の件数を示す未済件数については、令和4年末時点では899件であったものが、令和5年末時点では1,079件に増加した。

令和5年の既済件数1,292件のうち、和解成立件数は991件であり、既済件数の76.7%が和解成立により終了している。既済件数のうちの和解成立件数の割合である和解成立率は、平成25年から平成28年は8割を超え、平成29年以降は8割を下回り、7割弱から8割弱の間で推移している。なお、和解成立率を累計でみた場合、令和5年末までの累計和解成立件数は23,124件であり、累計既済件数29,106件のうち79.4%が和解成立により終了している。

一方、令和5年の既済件数のうち和解打ち切りにより終了した事案は101件あり、既済件数のうちの割合は、令和4年と比較すると、10.4%から7.8%に減少している。また、令和5年に和解打ち切りにより終了した事案を和解打ち切り理由別にみると、申立人の請求権を認定できないことを理由としたものと申立人と連絡がとれないものが共に31件(30.7%)あり、あわせて6割以上を占めている。

令和5年に被申立人である東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案の件数は、令和3年、令和4年に引き続き0件であった(令和5年末までの累計で140件)。

令和5年に和解成立により終了した事案における、各手続段階の平均的な審理の進行及びそれに要する期間は次のとおりである。まず、申立書の受付から約1~1.5か月で担当仲介委員及び担当調査官が指名される。次いで、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。その後、仲介委員による審理・調査等が進められ、仲介委員の指名から平均8.4か月¹⁰で和解案提示が行われ、双方が受諾する場合には和解契約が交わされる。なお、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間の各年における平均は、平成26年は4.6か月、平成27年は4.6か月、平成28年は6.1か月、平成29年は7.9か月、平成30年は10.9か月、令和元年は11.0か月、令和2年は10.0か月、令和3年は7.9か月、令和4年8.8か月であった。

このように、平均的な審理期間は当初に比べると長期化する傾向にあったが、令和2年以降は10.0か月以下となっている。平成28年以降長期化してきた要因としては、本件事故からの時の経過に伴い、各種復興施策の進展やそれぞれの被害者が置かれている生活環境の変化等によって、事業や生活の具体的な事情が多様に変化しており、その多様な状況ないし事情を個別具体的に捉えて丁寧に審理することが、和解案を提示するために必要となってきたという点や、本件事故発生前後の状況についての的確な資料(関係者の記憶等の主観的なものを含む。)の散逸が進行してきているという点、また、すでに複数回申立てをして和解が成立している事案では、賠償されていない損害項目を検討するに当たり、より慎重な聴き取りが必要となる点などが挙げられる。

また、「第5 3 申立て及び運用状況」及び「第6 3 審理の現状と課題」で後述す

¹⁰ 全体の平均8.36か月。早期一部支払を除くと8.43か月。

るように、令和5年の取組として、中間指針第五次追補の策定を踏まえ、被害者に対する迅速な賠償の実現のため、総括基準「早期一部支払の実施について」（平成24年12月21日付）を積極的に活用し、個人による申立事件のうち希望者について、中間指針第五次追補にかかる損害賠償を請求した場合を中心に、東京電力が答弁書で賠償を認めた部分については先行して和解を成立させ、早期の支払いを実現するとの運用を実施した。この運用は令和5年における平均的な審理期間の短縮に影響を与えたと考えられる。なお、令和5年に早期一部支払を活用した場合に限った、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間の平均は、1.4か月であった。

他方で、申立人の数や請求項目が多かったり、判断すべき事項が複雑困難であったりすることが通常であるなど、典型的に審理に一定の時間及び労力を要する集団申立案件、地方公共団体による申立案件、営業損害の賠償を求める案件などは、いずれも申立件数がピーク時に比べて減っている（集団申立案件は平成28年は14件であったのに対し、その後は0件から3件で推移。地方公共団体による申立案件は令和元年は26件であったのに対し、令和2年は15件、令和3年は10件、その後は9件から15件で推移。営業損害の賠償を求める案件は令和元年は302件であったのに対し、その後は、171件から185件で推移。）。こうした典型的に一定の時間及び労力を要する案件の申立件数が減少していることは、審理期間にも影響していると考えられ、特に、地方公共団体による申立案件と営業損害の賠償を求める案件の減少は、令和2年以降審理期間が短縮に転じた一つの要因とも考えられる。

2 和解成立の損害項目別動向

令和5年にセンターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表7に示すとおりである。

【表7 損害項目別の和解成立件数等】

	和解成立 総件数	項目内訳										
		避難 費用	生命・身体 的損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数 (割合)	991	396 (40.0%)	55 (5.5%)	764 (77.1%)	513 (51.8%)	94 (9.5%)	84 (8.5%)	33 (3.3%)	89 (9.0%)	24 (2.4%)	39 (3.9%)	38 (3.8%)
前年比	114.4%	129.0%	75.3%	142.3%	116.3%	89.5%	82.4%	55.9%	89.9%	60.0%	95.1%	29.0%

参考) 令和4年

件数 (割合)	866	307 (35.5%)	73 (8.4%)	537 (62.0%)	441 (50.9%)	105 (12.1%)	102 (11.8%)	59 (6.8%)	99 (11.4%)	40 (4.6%)	41 (4.7%)	131 (15.1%)
------------	-----	----------------	--------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--------------	---------------	--------------	--------------	----------------

【概要】

令和4年と比較すると、精神的損害の割合が高くなった。その要因としては、「第5 3 申立て及び運用状況」で後述するように、中間指針第五次追補策定（令和4年12月）による影響があると考えられる。また、弁護士費用の割合が低くなった要因としては、近年の弁護士代理による申立ての減少による影響があると考えられる。その他の各損害項目の和解成立件数及び割合については若干の増減はあるものの、おおむね令和4年と同様であった。

第4 広報等

1 説明会の開催等

センターでは、いまだに初回申立てが一定数あること、また、令和4年申立件数1,162件のうち727件(62.6%)が説明会経由であったことから、本件事故による被害者に、センターの存在・役割及び和解仲介手続について知っていただき、また、ご理解いただけるよう、令和4年に引き続き広報チラシの配布や様々な機会を捉えた説明会の開催などを実施し、広報・周知活動に引き続き積極的に取り組んでいる。

令和5年は、福島事務所と東京事務所との連携の下、次のような取組を行った。

(1) 説明会の実施状況及び申立件数

センターでは、地方公共団体や関係機関との連携により、福島県内外に居住する被害者を対象として、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等についての説明会を、特に、確定申告及び健康診断の時期を中心として開催してきている。令和5年は、表8のとおり、説明会を131回実施し、延べ272名の調査官が対応に当たった。令和4年は、浪江町、南相馬市、大熊町、富岡町と連携して確定申告会場¹¹や健康診断会場と併設する形でブースを設ける形式で説明会を実施したが、令和5年はこの4市町に加え、双葉町とも連携し説明会を実施した。また、富岡町と連携し、令和4年12月以来、富岡町役場や近隣の公共施設に個別説明窓口を原則毎月1回開設している。

説明会経由の申立て(説明会において申立てがされたもの)の割合が、令和4年は申立て全体の62.6%(1,162件のうち727件)、令和5年は55.4%(1,472件のうち816件)となっていることから、地方公共団体等と連携した説明会を積極的に開催することは、十分な救済を受けていない被害者への働きかけとして有効であると考えられる。なお、説明会を初めて実施した令和元年以降の説明会経由の申立件数及び説明会主催地別申立件数は表9に示すとおりである。また、月別で見ても説明会を実施した月は顕著に申立件数が多い(表2のうち令和5年月別内訳参照)。

説明会の実施方法に関しては、令和3年から令和4年の一部期間では、新型コロナウイルス感染症の影響により、福島事務所の職員が会場に行って東京事務所とオンラインで接続し、調査官が、現地にいる被害者に対しオンラインで説明等を行う方法により実施せざるを得ない状況があったが、令和5年においては、東京事務所から調査官及び職員が現地に行き、被害者と対面して直接説明等を行う形で実施することができた。

また、文部科学省のロゴマーク及びセンター名称等を記載したバナー(可搬式の広告板)を製作することで、来場者に対してセンターの存在を明確に示し、説明会の会場における訴求力の向上を図るとともに、中立・公正な国の機関が行う手続であることを説明会参加者のみならず、確定申告会場、健康診断会場を訪れた方々にも広く周知した。

引き続き、東京事務所と福島事務所とが連携して、地方公共団体や関係機関との緊密な連携を図りながら、説明会の実施等への協力など、福島県内の各地域の実情に即

¹¹地方公共団体で行われている県民税・市町村民税の申告相談会場。

したきめ細かな広報・周知活動に一層注力し、適切な賠償が実現されるよう努めていきたいと考えている。

【表8 令和5年 説明会の実施状況】

期間・回数	協力機関	場所・場面	合計申立件数
2月8日～3月10日 18回	南相馬市	確定申告会場	164件
2月15日～3月13日 19回	浪江町	確定申告会場	60件
2月15日～3月15日 7回	大熊町	確定申告会場	32件
2月27日～3月13日 9回	富岡町	確定申告会場	58件
6月20日～8月10日 30回	南相馬市	健康診断会場	348件
8月28日～10月27日 9回	浪江町	健康診断会場	51件
9月28日～9月30日 3回	富岡町	健康診断会場	5件
10月18日～11月21日 7回	大熊町	健康診断会場	21件
10月24日～10月26日 3回	双葉町	健康診断会場	14件
11月20日 1回	福島県	相談会場	2件
毎月1回程度 9回	富岡町	定期個別説明会	13件
上記以外 16回	NPO 法人	東京都、 神奈川県、大阪府、沖縄県	48件

【表9 令和元年から令和5年までの説明会主催地別申立件数の推移】

	全体	説明会経由									
		浪江町	南相馬市			大熊町	富岡町	双葉町	左記以外		
			鹿島	原町	小高						
令和元年											
申立件数 (割合)	1,209	78 (6.5%)	66 (5.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (1.0%)
既済件数	1,206	78	66	0	0	0	0	0	0	0	12
うち和解成立	858	51	43	0	0	0	0	0	0	0	8
うち取下げ	196	19	17	0	0	0	0	0	0	0	2
うち打切り	152	8	6	0	0	0	0	0	0	0	2
未済件数	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年											
申立件数 (割合)	862	219 (25.4%)	158 (18.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	61 (7.1%)
既済件数	856	218	157	0	0	0	0	0	0	0	61
うち和解成立	641	161	119	0	0	0	0	0	0	0	42
うち取下げ	112	32	21	0	0	0	0	0	0	0	11
うち打切り	103	25	17	0	0	0	0	0	0	0	8
未済件数	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年											
申立件数 (割合)	1,144	244 (21.3%)	191 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	53 (4.6%)
既済件数	1,111	235	186	0	0	0	0	0	0	0	49
うち和解成立	885	178	139	0	0	0	0	0	0	0	39
うち取下げ	114	34	32	0	0	0	0	0	0	0	2
うち打切り	112	23	15	0	0	0	0	0	0	0	8
未済件数	33	9	5	0	0	0	0	0	0	0	4
令和4年											
申立件数 (割合)	1,162	727 (62.6%)	173 (14.9%)	411 (35.4%)	75 (6.5%)	262 (22.5%)	74 (6.4%)	91 (7.8%)	16 (1.4%)	0 (0.0%)	36 (3.1%)
既済件数	1,028	655	154	382	70	244	68	76	11	0	32
うち和解成立	748	459	122	251	51	158	42	52	8	0	26
うち取下げ	177	132	18	95	13	63	19	16	1	0	2
うち打切り	103	64	14	36	6	23	7	8	2	0	4
未済件数	134	72	19	29	5	18	6	15	5	0	4
令和5年											
申立件数 (割合)	1,472	816 (55.4%)	111 (7.5%)	512 (34.8%)	129 (8.8%)	339 (23.0%)	44 (3.0%)	53 (3.6%)	76 (5.2%)	14 (1.0%)	50 (3.4%)
既済件数	569	357	38	238	66	154	18	21	42	1	17
うち和解成立	364	216	16	150	42	100	8	13	21	0	16
うち取下げ	160	112	14	71	18	44	9	6	19	1	1
うち打切り	45	29	8	17	6	10	1	2	2	0	0
未済件数	903	459	73	274	63	185	26	32	34	13	33

※本表における「既済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和5年12月末までに既済となった案件の件数を示す。また、本表における「未済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和5年12月末時点において未済である案件の件数を示す。

(2) わかりやすい広報媒体の作成・配布

センターでは、イラスト等を多用した見やすくわかりやすい広報チラシ等を作成している。具体的には、説明会を開催する地域に特化した和解事例を掲載した広報チラシを作成し、その地域の広報誌に同封したり、説明会の会場で手渡しをしたりするなどして配布した。

また、センターとしての機能を再度幅広く周知するため、和解仲介手続の流れなどをわかりやすく説明したリーフレット¹²を改訂し、地方公共団体や関係機関等に配布した。

さらに、福島県が全国の避難者に向けて発行する「ふくしまの今が分かる新聞」に和解事例を掲載するとともに、複数の地方公共団体が発行する広報紙や避難者を支援する NPO 法人が発行する広報紙等に、センターの案内記事や和解事例を令和4年に引き続き掲載した。

加えて、広く情報発信する観点から、文部科学省のソーシャルメディアアカウントを用いて facebook や X(旧 Twitter)のような SNS を活用した広報・周知活動を令和5年からの新規取組として実施している。

(3) 広報推進のための関係団体との協議会・勉強会

「第5 4 課題と今後の対応」でも後述するように、センターの和解仲介手続や申立ての現状等に関して理解を深めていただき、連携をより強化するために、福島県弁護士会や福島県司法書士会と、審理や申立ての状況等をテーマとした協議会やセンターの手続についての勉強会などを開催している。令和5年には計3回を開催した。

(4) 原子力損害賠償事例集

センターは、広報・周知活動の一環として、和解仲介手続の利用を検討している被害者の方や、被害者を支援する各地方公共団体その他の団体等の便宜のため、センターにおける和解事例をとりまとめ、原子力損害賠償事例集¹³として公表している。

令和5年6月には、公表番号1794から1877までの和解事例について、原子力損害賠償事例集（令和5年6月版）を公表した。

なお、本報告書の公表時点において、センターのホームページにおいて、令和2年5月版、令和3年5月版、令和4年6月版、令和5年6月版の四つの事例集を掲載している。令和2年5月版には、公表番号146から1553までの事例を、令和3年5月版、令和4年5月版には、その続き番号である公表番号1554から1793までの事例をそれぞれ掲載し、令和5年6月版は、同種事例を一覧できるように、令和4年6月版に追記する形で公表番号1794から1877までの事例をまとめて掲載している。

また、各自治体ごとに、その地域の和解事例を中心として、イラストなども入れたわかりやすい事例集も作成している。

¹² 改訂版リーフレット。

https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/pdf/20231206-ope_dev03-1.pdf

¹³ https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1333592_00001.htm

今後も継続的に、新しいものを追加したり、既存のものを更新したりなどしていきたいと考えており、その際には、利用者にとって参照しやすい工夫をさらに検討していくことが必要であると考えている。

第5 中間指針第五次追補

1 中間指針第五次追補の経緯及び概要

(1) 第五次追補の策定に至る経緯

本件事故の被害者が、国や東京電力を被告として本件事故を原因とする損害賠償を求める集団訴訟を全国各地で提起していたところ、高等裁判所において判決が言い渡されていた7件の控訴審判決¹⁴について、令和4年3月、最高裁の上告棄却決定及び上告不受理決定により、東京電力の損害賠償額が確定した。

これを踏まえ、同年4月27日の第56回審査会において、中間指針の見直しも含めた対応を検討するに当たり、専門委員を任命して¹⁵、上記7件の判決等の調査・分析を行うこととされ、同年9月26日の第58回審査会において中間報告¹⁶が、同年11月10日の第59回審査会において最終報告¹⁷が専門委員によりなされた。

そして、審査会は、同年8月29日及び30日に行った現地視察や、上記最終報告を踏まえて、中間指針の見直しについて第59回を含めて5回の会議において議論を行い、同年12月20日の第63回審査会において、第五次追補を決定した¹⁸。

また、同日、永岡文部科学大臣（当時）から、東京電力ホールディングス株式会社の小早川社長に対し、第五次追補を踏まえた適切な賠償等について要請を行った。

(2) 第五次追補の概要

令和4年の活動状況報告書でも報告したが、まず、中間指針第五次追補「第1 はじめに」の「2 基本的考え方」において、東京電力に対する要求として、以下の事項が明記されたことは重要であるので、重ねて強調したい。

すなわち、①東京電力には、指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨やセンターにおける賠償実務も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められること、②センターにおける和解の仲介においては、第四次総合特別事業計画において東京電力が示している「3つの誓い」のうち、特に「和解仲介案の尊重」について、改めて徹底することが求められること、などが明記された。

その上で「第2 政府による避難指示等に係る損害について」以降の項において、こ

¹⁴ ①仙台高等裁判所令和2年3月12日言渡判決、②東京高等裁判所令和2年3月17日言渡判決、③仙台高等裁判所令和2年9月30日言渡判決、④東京高等裁判所令和3年1月21日言渡判決、⑤仙台高等裁判所令和3年1月26日言渡判決、⑥東京高等裁判所令和3年2月19日言渡判決、⑦高松高等裁判所令和3年9月29日言渡判決。

¹⁵ 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第4条第2項参照。

¹⁶ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225_00006.htm

¹⁷ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225_00003.htm

¹⁸ 第五次追補は、以下の文部科学省のウェブサイトにて公表されている。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225_00002.htm

れまでに示された指針に加えて、次のような損害の範囲等が示された。

- ①過酷避難状況による精神的損害¹⁹
- ②生活基盤喪失・変容による精神的損害²⁰
- ③相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害²¹
- ④精神的損害の増額事由
- ⑤自主的避難等に係る損害²²

この中で、④については、総括委員会が平成 24 年 2 月 14 日に策定した「総括基準（精神的損害の増額事由等について）」に定められていた増額事由について、第五次追補においても、それと同様の事由が認められ、かつ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる場合には、日常生活阻害慰謝料を増額することになる旨、示されることとなったものである²³。また、増額事由のうち、当該事由の内容が明確で、その認定が比較的容易な一定の事由については、センターにおける賠償実務を参照し、増額の目安も示されることとなった²⁴。

2 東京電力の対応

東京電力は、令和 5 年 1 月 31 日、第五次追補を踏まえた自主的な賠償基準の概要として「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」²⁵を、同年 3 月 27 日に「中間指針第五次追補等を踏まえた追加の賠償基準に係る具体的なお取り扱い等について」²⁶を、それぞれプレスリリースとして公表した。

東京電力は、第五次追補を踏まえた追加賠償請求の受付を開始するに際し、ウェブ受付システムを設置し、過去の手続時から住所に変更がない場合には特段の手続がなくとも請求書を送付するなどの配慮をした²⁷。しかしながら、ウェブ受付システムにログインできず、個別対応を要する被害者が多かったことも影響して、コールセンターへの問合せが殺到し、数か月間にわたり電話が繋がりにくい事態が続いた。加えて、東京電力は、請求書等を誤った住所へ送付したことから、その原因と対策の検討のため、手続を中断することを余儀なくされ、請求書の送付時期を同年 7 月から 10 月を目途に後ろ倒しした²⁸。

¹⁹ 中間指針第五次追補第 2 の 1。

²⁰ 中間指針第五次追補第 2 の 2。

²¹ 中間指針第五次追補第 2 の 3。

²² 中間指針第五次追補第 3。

²³ 中間指針第五次追補第 2 の 4 指針 I、備考 1 及び 2。

²⁴ 後記 3（2）参照。

²⁵ https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1664718_8713.html

²⁶ https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665056_8713.html

²⁷ 東京電力ウェブサイト「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内」。

https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/daigojitsuiho/

²⁸ 東京電力が令和 5 年 6 月 22 日に公表したプレスリリース「請求書およびダイレクトメールの誤発送に

東京電力は、令和6年1月31日時点で、約113万件の請求を受け、うち約98万件について支払いを完了した²⁹。他方、同日時点で約148万人の賠償対象者のうち住所が判明しているのは約129万人であり、その余は調査中とのことである³⁰。

また、東京電力において、第五次追補を含む中間指針において賠償額の目安が明確に定められなかった事項についての賠償や、個別具体的な事情を踏まえた賠償額の増額について、第五次追補を含む中間指針の趣旨を踏まえて適切に対応することが求められることは、第五次追補の策定前と同様である。

3 申立て及び運用状況

(1) 迅速な解決への貢献

令和4年の活動状況報告書に記載したとおり、第五次追補において賠償額や増額の目安が明確に定められた事項については、東京電力に対する直接請求手続において適切かつ速やかに賠償がなされることが期待されていたが、実際には、前記のとおり直接請求手続による賠償に遅滞が生じた。

そこで、センターにおいては、第五次追補に係る事項の迅速な解決を求める被害者に和解仲介手続を活用していただくため、第五次追補を踏まえた申立書の新しい書式をウェブサイト等で提供するとともに、従前から実施していた地方公共団体等と連携した説明会等の広報・周知活動においても、そのような新しい書式を用いた申立書の書き方を説明するなどして、第五次追補に係る事項を含む申立てを積極的に受け付けた。特に、東京電力から被害者に対して第五次追補に係る追加賠償の請求書が届いていなかった地域における説明会では、被害者等から多くの相談が寄せられ、第五次追補に係る事項を含む申立てが数多くされた。

また、センターにおいては、第五次追補に係る事項を含む申立てに関し、東京電力が少なくとも上記2のプレスリリースで賠償する旨を表明した事項及び金額については速やかに賠償を認めるであろうことが予想されたことから、迅速な賠償の支払いを図るべく、総括委員会が平成24年12月21日に決定した総括基準「早期一部支払の実施について」を積極的に活用することとした。これについて、窓口や広報・周知活動においても、速やかな支払いを受けられる「早期一部支払」という運用があることを広く紹介したところである。そして、前記「第3 1 既済件数及び未済件数の動向」で紹介したとおり、令和5年に早期一部支払を活用した事案においては、仲介委員等の指名から和解案提示まで平均1.4か月という極めて迅速な解決が図られている。早期一部支払による一部和解後、残部和解が行われず、最終的に取下げや打ち切りにより手続が終局する結果となることもあるものの、その中には、申立人が早期一部支払分のみで十分であ

関する原因と対策について」。

https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665646_8713.html

²⁹ また、東京電力のコールセンターへの電話相談も増加しており、人員を増強するなどして対応している。

³⁰ 第66回審査会資料1-1-2。

https://www.mext.go.jp/content/20240205-mxt_san-gen01-000033801_02.pdf

るとしてそれ以上の審理を希望しないなど、実質的には申立人が満足を得て終結したと評価できる事案も含まれていると考えられる。

前記「第2 申立ての動向」のとおり、令和5年の申立件数(1,472件)は、令和4年(1,162件)から大幅に増加したが、令和5年の申立件数のうち786件が第五次追補に係る賠償請求を含むものであり、また、和解件数991件のうち、464件が第五次追補に係る賠償を和解の対象に含むものであった(表11参照)。今後とも、上記のような第五次追補に関する取組を進め、適正かつ迅速な被害者の救済が図られるように尽力したい。

【表11 第五次追補を含む申立件数】

	令和4年	令和5年												合計
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
期間別申立件数	38	43	216	229	72	67	175	225	137	100	84	70	54	1,472
うち第五次追補含む	1	4	82	53	11	30	114	174	105	66	56	54	37	786
期間別既済件数	109	81	47	70	105	110	127	109	115	112	152	139	125	1,292
和解成立	85	67	38	51	83	75	100	87	84	88	110	110	98	991
うち第五次追補を含む	-	-	-	-	-	-	-	61	68	74	88	92	81	464
和解打ち切り	7	8	3	7	5	13	5	8	11	7	19	5	10	101
うち一部和解成立後	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4	8
取下げ	17	6	6	12	17	22	22	14	20	17	23	24	17	200
うち一部和解成立後	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	6	4	16

※令和5年6月以前に和解が成立したものについても第五次追補分が含まれている事案は存在するが、統計データとして正式に取得し始めた令和5年7月以降を記載している。

(2) 第五次追補に定められた慰謝料の増額について

前記1(2)のとおり、日常生活阻害慰謝料の増額については、第五次追補において、総括委員会が平成24年2月14日に決定した総括基準「精神的損害の増額事由等について」の内容が一部取り込まれ、また、センターの実務も踏まえた上で、一部について増額の目安が定められるなどした。すなわち、第五次追補は、当該増額事由の内容が明確で、その認定が比較的容易なもの³¹⁾については、一定の資料等から増額事由に該当することが確認できる場合には目安額の限度で当然に増額することを定めるとともに、これらの場合にも個別具体的な事情を考慮して目安を上回る増額があり得ること³²⁾、具体的な増額の目安が定められなかった項目についても個別具体的な事情を踏まえて増額の金額を検討するべきこと³³⁾を明示したものであるが、基本的な考え方として、セン

³¹⁾ ①要介護状態にあること、②身体又は精神の障害があること、③これらの者の介護を恒常的に行ったこと、④乳幼児の世話を恒常的に行ったこと、⑤妊娠中であること。

³²⁾ 中間指針第五次追補第2の4指針ⅡないしⅣ、備考3ないし5。

³³⁾ 中間指針第五次追補第2の4指針Ⅴ、備考6。

ターにおけるこれまでの実務を変更するものではないと考えられる。センターとしては、引き続き、各事案の個別具体的な事情を踏まえ、増額が必要であると判断される事案については、適切妥当な増額をする和解案を提示する方針である。

また、第五次追補は、その他の慰謝料等についても、個別具体的な事情を踏まえて目安額よりも増額すべき場合があることは当然である旨を繰り返し強調している³⁴。いかなる場合にどの程度の増額がなされるべきかについては、事柄の性質上、一般的・抽象的な基準のようなものを示すことが困難であると考えられる。センターとしては、各事案の個別具体的な事情を踏まえ、適切妥当な和解案を提示するよう努めたい。

4 課題及び今後の対応

以上のとおり、センターは、第五次追補に関し、東京電力の直接請求手続に遅滞が生じた状況にも即応しつつ、早期一部支払なども活用しながら迅速な賠償の実現に向けて対応してきたものである。今後とも、被害者に対する賠償が全体として円滑に進むよう、状況に応じて適切に対応していきたい。

また、東京電力に対する直接請求手続は、その対象者が膨大な数にのぼるため、被害者への対応は画一的なものとなりがちであり、センターにおける和解仲介手続においては、各事案の個別具体的な事情を踏まえたきめ細かい対応が期待されているものと考えられる。センターとしては、第五次追補に係る事項についても、第五次追補を含む中間指針の趣旨や位置付けを踏まえ、これまでの賠償実務の運用と同様、各事案の個別具体的な事情を十分に考慮し、目安額を超える額の賠償を認めるべき事情の有無等も丁寧に検討しながら、適正、迅速かつ公平な和解仲介を行っていきたい。

加えて、必要な情報が行き届くよう、前記第4で紹介した説明会や関連団体（福島県弁護士会や福島県司法書士会等）との協議会等の開催を重ね、広報・周知活動の一層の推進に努めたい。

第6 当面の課題と解決に向けた取組

1 本件事故発生から12年が経過して

令和5年3月、本件事故発生から12年が経過した。

福島県内では、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域については、葛尾村（令和4年6月）、大熊町（令和4年6月）、双葉町（令和4年8月）に続き、令和5年3月に浪江町、同年4月に富岡町（夜の森・大菅地区）、同年5月に飯舘村、そして同年11月に富岡町（小良ヶ浜、深谷地区のうち点・線拠点）の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことで、県内6町村に設定された特定復興再生拠点区域はすべて解除された。また、特定復興再生拠点区域外については、令和5年6月に福島復興再生特別措置法が改正され、特定避難指示区域の市町村長が避難指示解除による住民の帰還及び当該

³⁴ 前記1（2）参照。過酷避難状況による精神的損害について中間指針第五次追補第2の1備考4、生活基盤喪失・変容による精神的損害について中間指針第五次追補第2の2備考10、等。

住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定することができる制度が創設された。

そのほか、復興への取組の一つとして、政府は、令和4年3月の復興推進会議において決定された「福島国際研究教育機構基本構想」に基づき、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとして、福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）を令和5年4月1日に設立した。F-REIは、福島の優位性が発揮できる5分野（①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）を基本とした研究開発や産業化、人材育成に取り組むとともに、最適な研究開発体制・広域連携体制等の司令塔的機能を果たすものとされている。

このように、本件事故からの復興に向けた取組が着実に進められているが、その一方で、後述するように、令和5年8月22日の関係閣僚等会議における政府方針の決定を受け、東京電力がALPS処理水（トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水をいう。）の海洋放出を開始したことに伴い、これによる風評被害への対応が必要となるなど、依然として対応すべき課題は残されている。

センターの和解仲介手続に大きく影響が及ぶ事項としては、前記「第5 中間指針第五次追補」のとおり、令和4年12月20日に第五次追補が策定されたことが挙げられる。センターにおいては、その着実な運用に向け、運用上の論点の整理・検討や事務処理体制の整備をするとともに、東京電力に対する直接請求手続に遅滞が生じたことに即応して、第五次追補に係る事項の迅速な解決を求める被害者に和解仲介手続を活用していただくための措置を講じ、また、早期一部支払の活用により、迅速な賠償の実現にも努めているところである。

上記のように政府等による復興への取組が進められているところ、センターとしても、被害者の生活再建に資するべく、引き続き、和解仲介手続についての広報・周知活動を積極的に行うとともに、申立てがされた事案について、迅速かつ個別具体的な事情を踏まえた丁寧な審理に努め、必要な賠償の実現を図っていきたい。

2 ALPS 処理水に係る対応

（1）基本的な考え方

令和3年4月13日、政府は、ALPS処理水を海洋放出により処分することを内容とする基本方針を決定した³⁵。その後、令和4年7月には、東京電力が申請したALPS処理水の海洋放出設備等に係る実施計画の変更が原子力規制委員会により認可された。

また、同年8月30日の関係閣僚等会議の中で示された「ALPS処理水の処分に伴う対

³⁵ 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議）。

策の強化・拡充の考え方」³⁶の中で、政府は、東京電力に対し、同年内を目途にそれぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を取りまとめて公表するよう指導することとした。政府の指導を受け、東京電力は、同年12月23日、「福島第一原子力発電所における原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準について」を公表した³⁷。

その後、令和5年8月22日の関係閣僚等会議における政府方針の決定を受け、東京電力は、同年中に3回³⁸にわたり処理水の海洋放出を実施し、令和6年以降も、順次、海洋放出を予定している。

これに関し、IAEAからは令和5年7月4日に処理水の放出が国際的な安全基準に合致するとの包括報告書³⁹が公表されている一方で、一部の国や地域が、日本産水産物に対する輸入停止措置を講じている。

ALPS処理水の処分による風評被害については、政府として風評対策を講じていくこととしているが、それでもなお生じる風評被害には、東京電力が適切に損害賠償を行う必要があるとしている。また、前記基本方針に基づく当面の対策⁴⁰においては、「個別の損害賠償に不服がある場合には、政府は、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）の活用を促すとともに、東京電力が自ら誓約した「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する」とされている。

審査会としては、第65回審査会（令和5年9月27日）において、内田貴会長が、ALPS処理水の海洋放出に係る風評被害を理由とする損害賠償に関して、「風評被害の対応については、ALPS処理水の海洋放出後も風評被害の影響を最大限抑制するべく取組を行うことなど、しっかりと政府が対応していると承知をしております。そのうえで中間指針の中には、風評被害の賠償の基本的な考え方がすでに示されております。ALPS処理水の海洋放出にかかる風評被害につきましても個別具体的な事情に応じて、本件事故との相当因果関係が認められれば賠償の対象となりうると考えております。」と発言している⁴¹。

センターとしては、申立てに係る事案の個別具体的な事情を踏まえて検討し、本件事故と相当因果関係が認められる損害について賠償が実現できるよう、適切に対応していきたい。

（２）和解条項に清算条項を付ける場合の対応等

³⁶ https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committee/osensuisyori/2022/25_03.pdf

³⁷ https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/1664524_8712.html

³⁸ 令和5年8月24日から同年9月11日にかけて第1回の放出、同年10月5日から同月23日にかけて第2回の放出、同年11月2日から同月20日にかけて第3回の放出を実施した。

³⁹ <https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230704005/20230704005.html>

⁴⁰ 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」（令和3年8月24日ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議）。

⁴¹ 第65回審査会議事録。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/gijiroku/1422768_00018.htm

センターでは、和解仲介手続において和解契約を成立させるに当たり、いわゆる清算条項（当事者が当該和解契約に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認することを内容とする条項）を付すことについては、申立人に不測の不利益が及ぶことがないようにするという観点から、基本的に消極とする姿勢で臨んできている。また、清算条項を付す場合であっても、その相当性を慎重に吟味し、総括委員会の助言を求めるという内部手続を経た上で、和解契約を成立させている。

ALPS 処理水の処分等により風評被害が発生した場合に備え、センターにおいては、政府方針が示された令和 3 年 4 月以降、ALPS 処理水の処分等の影響があり得る営業損害等の損害項目について清算条項を付す場合には、ALPS 処理水の処分等に伴う風評被害に基づく損害賠償については同清算条項の効力が及ばないという除外文言を付加する扱いをし、ALPS 処理水の処分等に関し、被害者救済の途が閉ざされることのないようにしており、引き続き同様の対応を行っていくこととしている。

3 審理の現状と課題

(1) 令和 5 年における案件の動向

ア 申立事件について

令和 5 年の申立件数は、1,472 件である。3 年連続での増加であり、特に、令和 4 年の申立件数 1,162 件と比べても大幅に増加している。この主たる要因は、令和 4 年に引き続き、地方公共団体と連携した広報・周知活動を積極的に行ったことに加え、前述した第五次追補の策定が影響しているものと考えられる。

まず、広報・周知活動の中核となる説明会については、前記第 4 1 (1) のとおり、説明会を実施した月には顕著に申立件数が多くなること（申立件数が 100 件以上となった月は、いずれも説明会を集中的に実施した月である。）、また、説明会を実施していない市町村では、本件事故からの時間経過に伴い申立件数が収束していくのに対し、説明会を実施している市町村では、説明会自体による申立件数増加はもとより、説明会を通じた周知効果により、説明会のない時期においても一定の申立てがなされる傾向にあること⁴²が指摘できる。このことから、説明会を積極的に開催することが十分な救済を受けていない被害者への働きかけとして有効であると考えられる。なお、全体では和解成立 991 件 (76.7%)、打切り 101 件 (7.8%)、取下げ 200 件 (15.4%) であるのに対し、説明会経由の申立てにおいては、和解成立 216 件 (60.5%)、打切り 29 件 (8.1%)、取下げ 112 件 (31.3%) と、取下げの割合が高くなっている。説明会においては、健康診断等の和解仲介の申立てとは異なる目的で会場を訪れた者からその場で申立てがされることが多く、かつ、これまで和解仲介手続を利用しなかったがために十分な賠償を受けていない被害者のいわゆる掘り起こしの観点から、裏付資料の有無、申立人主張の損害の

⁴² なお、健康診断会場や確定申告会場で実施する説明会は、主催する市町村内で実施することもあれば、避難先等の別の市町村で実施することもあるが、広報・周知活動としての効果に有意な差はなく、いずれの場合にも、同様に周知効果があるものと考えられる。

内容等をその場では特に問題とせず、広く申立てを受け付けていることが、上記のような結果に影響しているものと考えられる。

次に、第五次追補により損害賠償の対象となる事項が新たに定められるなどしたことや、前記第5-3のとおり、センターにおいて、第五次追補に係る東京電力に対する直接請求の遅滞に即応して和解仲介手続の活用に向けた取組をしたことも、説明会等の広報・周知活動との相乗効果により申立件数の増加に寄与しているものと思われる。

ところで、申立件数の内訳をみると、法人申立ては、平成30年までは全体の20%を上回る割合を占めていたが、その後、徐々に逡減し、令和4年の42件(3.6%)に続き、令和5年は52件(3.5%)にとどまった。また、弁護士代理による申立ては、令和3年には20%を上回る割合を占めていたが、令和4年に38件(3.3%)となったのに続き、令和5年は35件(2.4%)にとどまった。このように、法人申立てや弁護士代理による申立ての割合が極めて小さくなったのは、その傾向が説明会を複数の市町村と連携して実施し始めた令和4年以降に顕著となったことに鑑みても、説明会経由による個人の本人申立てが増えたことが影響しているものと考えられる。

上記のとおり弁護士代理による申立ては少ない状況にあるものの、代理人の給源である弁護士が和解仲介手続に関与した経験を有すること、あるいは、原子力損害賠償に関する知見を適切に更新していることは、十分な賠償を受けていない被害者のいわゆる掘り起こしや、被害者救済のためのより充実した審理の実現に寄与するものと考えられることから、弁護士に対し、原子力損害賠償に関する基本的な知識や情報を伝える取組は重要であると考えられる。センターにおいては、現地の被害者が必要に応じて適切な法的支援を受けることができる態勢を維持しておくことの重要性に鑑み、上記の取組として、令和5年9月20日に福島県弁護士会との勉強会を開催した。また、弁護士に対して必要な情報等を提供するとともに現地の実情や問題を把握する取組として、第4-1(3)で述べたように、別途福島県弁護士会との協議会も開催している。

イ 既済事件・未済事件について

令和5年末時点での未済件数は1,079件であり、令和4年末時点での899件から大幅に増加した。これは、前記アのような申立件数の増加が主要因であると考えられる。また、第3-1で述べたように、平成26年頃と比較すると平均的な審理期間は長くなっている。さらに、今後、東京電力における第五次追補に関連する直接請求手続が進むと、そこでの賠償額に不服のある被害者から申立てがされてくることが想定されるとともに、ALPS処理水の処分による風評被害に係る申立ての動向も注目される所であり、これらが申立件数を更に増加させ、未済件数を累積させる要因となることも考えられる。

センターとしては、令和4年の活動状況報告書にも記載したとおり、引き続き、一つの案件について複数の担当調査官が協働して充実した調査等を行い、内部における相談体制や、事例検討会の実施などの取組を行っている。

また、申立人が賠償金を受け取ることができないままに長期間が経過することを極力避けるため、早期一部支払を活用しながら、申立人がその請求額の一部のみでも早期に

支払を解決することができるようにする運用も積極的に行っている（令和5年における一部和解までの平均期間1.4か月）。

第5-3（1）でも言及したとおり、早期一部支払による一部和解後、残部和解が行われず、最終的に取下げや打切りにより手続が終局する結果となることもあるものの、その中には、申立人が早期一部支払分のみで十分であるとしてそれ以上の審理を希望しないなど、実質的には申立人が満足を得て終結したと評価できる事案も含まれている。また、和解仲介の申立てと並行して直接請求もされていたところ、和解仲介手続により得られた資料も踏まえて直接請求による賠償が実現した結果、申立てが取下げに至ったと考えられる事案も見受けられる。以上のとおり、最終的な終局事由が取下げ又は打切りとされている事案の中にも、センターの和解仲介を契機として紛争が解決したと評価できるものが一定数含まれているとあってよいと考えられる。

センターとしては、引き続きこれらの取組などを行いつつ、センター内の体制の整備といった課題などにも取り組み、申立件数や係属未済件数の増加に対応しながら、適正、迅速かつ公平な和解仲介に努めることはもとより、被害者が制度全体を通じて十分な救済を得て実質的な紛争解決が図られるよう、今後とも紛争解決機関としての役割を果たしていきたい。

（2）消滅時効により権利行使ができなくなる事態の阻止・回避

ア 東京電力の対応の注視

東京電力は、令和3年8月に認定された第四次総合特別事業計画において、時効に関する基本的な考え方として「賠償に当たっては、時効を理由に一律にお断りすることはせず、時効完成後であっても被害者の方々の個々のご事情について十分に配慮しつつ、引き続き真摯に対応する」ことを明記した。この点については、令和4年1月31日に開催された第55回審査会以降、継続的に同趣旨の発言をしているところである。

これまでのところ、和解仲介手続において、東京電力から時効を理由にした主張がされた事案は認められないものの、センターとしては、東京電力の時効に関する上記方針が今後も確実に遵守されていくように引き続き注視していきたい。

イ 申立人に対する終局時の説明等の取組

センターでは、和解仲介手続を終了する場合、申立人がその後に訴えを提起する機会を喪失することがないように、手続の終局に先立って申立人に対して行う説明を工夫している。

具体的には、申立てに係る事項の全部又は一部について和解案を提示できない場合（例えば手続に表れた主張や証拠関係からは請求権の認定が困難であるような場合や、既払分を超える損害の認定が困難であるような場合）で、申立人がその全部又は一部につき訴訟を検討しているようなときには、打切りを選択する方が良いこともある（センターの手続においては証人尋問や鑑定といった方法を利用できないなどといった一定の限界がある。また、時効との関係では、和解仲介を打ち切ることで、原子力損害の賠償に関

する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第 18 条の 2 の規定により、その打切りの通知を受けた日から 1 か月以内に申立てをすれば、和解仲介の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、例えば、手続進行中に消滅時効の期間が経過してしまっただけであっても、その期間を経過する前に訴えを提起したものと扱われる。）旨を説明している。申立人が打切りを希望した案件については、全部又は一部打切りの手続をとる運用をしている。

（3）訴訟係属案件における和解仲介の促進

センターの和解仲介手続における案件と並行して訴訟が係属している場合において、和解仲介手続に係る申立てと並行する訴訟のそれぞれの請求内容（請求する損害項目等）が同一であるか又は重複するときには、訴訟と和解仲介の判断内容が異なる事態が生じ得る。

和解仲介手続の進行中の事案について、控訴審や上告審に訴訟が係属している場合において、東京電力は、既に言い渡された判決と重複する請求項目について判決の判断と異なる内容の和解に応じることには依然として消極的であるが、このような場合であっても、並行する訴訟の訴えを取り下げる旨の条項を設けたり、和解の対象となる損害項目を工夫したりするなど、個別の案件に応じて当事者間の意向を調整し、できる限り和解による解決を目指して工夫をしている。

また、7 件の高裁判決⁴³が確定したことから、特にこれらの訴訟の原告であった申立人が、第五次追補での目安額が訴訟での認容額を上回る場合において、その差額を和解仲介手続において請求する事案が現れている。東京電力は、ウェブサイトにおいて公表している「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内」⁴⁴において、「賠償項目について、直接請求手続や ADR や訴訟などにおいて既に同趣旨の損害を賠償させていただいている場合には、中間指針第五次追補等を踏まえお支払い済みの金額との差額を賠償させていただきます」などと表明している。

確定判決を受けている者については、新たな訴訟が提起された場合には、既判力により確定判決と異なる判断が遮断されるものの、審査会の専門委員の最終報告⁴⁵でも示されたように、既判力は訴訟法上の効力にとどまり、実体法上の権利そのものを変更するものではない。和解仲介手続においては、そのようなことも踏まえ、中間指針等に照らして事案に応じた適切妥当な和解案を提示していくことになるものと思われる。

（4）東京電力による和解案拒否案件

令和 5 年に既済となった案件の中に、仲介委員の示した和解案を東京電力が拒否した

⁴³ 前掲・注 14。

⁴⁴ 前掲・注 27。

⁴⁵ 前掲・注 17 の最終報告の「3-3-2-2. 既に確定した判決や和解済み案件等がある場合の留意点」参照。

ことによって打切りとなった案件は、令和3年、令和4年に引き続き0件であった。

センターの和解仲介手続において、仲介委員は、東京電力が提示した和解案の受諾をいったんは拒否する姿勢を示した場合であっても、東京電力に対し、再度、和解案を受諾するよう働きかけ、案件の内容によっては和解案提示理由書を交付するなどして、紛争解決を目指しているところである。センターとしても、東京電力の和解案拒否により手続が打切りになった場合には、和解仲介手続の申立てにあたり参考となる資料を提供するといった趣旨から、適当と認めるときは和解案提示理由書等を公表しており、今後も引き続き、このような紛争解決に向けた働きかけを実践していきたい。

また、東京電力は、「3つの誓い」において、センターの和解案を尊重する旨明言しており、センターとしては、東京電力に対してこのことを再認識した上で、センターからの紛争解決に向けた働きかけに真摯に対応するよう、引き続き求めていきたい。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響下における業務遂行等

新型コロナウイルス感染症に関しては、令和5年5月8日から「5類感染症」となり、基本的感染対策について、政府は一律に対応を求めることはなく、感染対策の実施については、個人・事業者の判断が基本となるとされた。

現在、センターの業務遂行上特段の影響は見られないところであるが、今後も同感染症の状況等にも留意しながら、原子力損害賠償の紛争解決機関としての役割を全うするよう努めていきたい。

4 広報等における課題

センターによる広報・周知活動の状況は、おおむね前記第4のとおりであり、令和5年は、令和4年に引き続き、確定申告⁴⁶や健康診断等の際に申立相談窓口を設ける形での説明会を積極的に実施することに加え、各種広報媒体を利用した機会を捉えた広報・周知活動に努めることで一定の成果を上げたと分析している。

一方で、令和5年の申立てのうち、センターの和解仲介手続を初めて利用する初回申立ての割合がいまなお半数を超えていることからすると、センターのことをよく知らない、正確な情報を得られないために利用に至っていない被害者もいまだに一定数存在していると推察される。この点について、各地域の特性も踏まえて、センターの存在や活動内容、和解仲介手続の利用方法、地域ごとの和解事例といった情報を被害者の方に適切に提供すべく、広報・周知活動を引き続き積極的に行っていく必要がある。

加えて、事故から12年経過したこともあり、当時被害者であった方が亡くなっている場合、原子力損害の賠償に係る権利はその相続人に相続されていることから、今後は被害者の方のみならずその相続人に向けた広報・周知活動についても取り組む必要がある。

このほか、電話による問合せ等とも有機的・相乗的に連動させつつ、地方公共団体とも連携を深めながら、丁寧な対応をしていく必要がある。

⁴⁶地方公共団体で行われている県民税・市町村民税の申告。

今後とも、被災者の方にセンターの存在や和解仲介手続の仕組み等についてより認識を深めていただき、その救済を実効的なものにするため、効果的な広報・周知活動を検討し、展開していきたい。